

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

市では、平成21年度に障害者基本法に基づく「守谷市障害者福祉計画（後期計画）」と障害者自立支援法に基づく「守谷市障害福祉計画（第2期）」の両計画を「守谷市障害者福祉総合計画」として一体的に策定しました。

この「守谷市障害者福祉総合計画」は、平成23年度までを計画期間とした「守谷市総合計画」の基本構想を念頭に、「すべての人が自分らしく生きることができるまち」という基本理念を掲げ、障がい福祉施策を推進するための方策を定めています。

このうち、障がい福祉計画については、平成21年度から平成23年度までの3か年を「守谷市障害福祉計画（第2期）」として、「守谷市障害福祉計画（第1期）」の実績及び障害者自立支援法が施行されてから問題となった制度上の課題を解決するため、国においては、低所得世帯への月額負担上限額の軽減措置や新体系サービスへの移行に伴う事業所に対する激変緩和措置がとられたことを踏まえつつ、それらに基づき、現行の障がい福祉制度の内容に対応する計画として策定しました。

そして今回、「守谷市障害福祉計画（第2期）」の計画期間が平成23年度で終了することから、平成24年度から平成26年度までの3か年を期間とする新たな障がい福祉計画として、年度ごとに目標数値を設定する「守谷市障がい福祉計画（第3期）」を策定することとなりました。

なお、「守谷市障がい福祉計画（第3期）」の策定にあたり、この計画期間内に障害者総合福祉法（仮称）が制定された場合、計画の見直しとなる可能性があることが予想されるため、計画策定に関する理念や考え方は、「守谷市障害福祉計画（第2期）」の理念や考え方と変更がないものとしています。

[障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条(市町村障害福祉計画)] 《平成24年4月1日施行》

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定めるものとする。

3 市町村障害福祉計画においては、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（以下省略）

2 障がい者施策の動向

(1) 支援費制度の導入

平成12年6月に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」が制定されたことに伴い、平成15年4月、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法の一部が改正され、障がいのある人がサービスを利用する際、利用者の立場に立った制度にするため、行政がサービス内容を決定する「措置制度」から障がいのある人自らがサービスを選択し、事業所と対等な関係に基づき、「契約」によりサービスを利用する「支援費制度」が導入されました。

(2) 障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の策定

平成15年4月、障がい者福祉施策の基本的方向を示した「障害者基本計画」や平成19年度までの5か年に重点的に取り組む事項を定めた「重点施策実施5か年計画」が国において策定されました。その中で、サービスの再構築として、施設などから地域生活への移行の推進の方向が示され、さらに、施設のあり方の見直しとして、入所施設は地域の実情を踏まえて真に必要なものに限定する旨が初めて定められました。

(3) 障害者基本法の改正

平成16年6月、「障害者基本法」が改正され、第4条第1項に「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と差別禁止規定が設けられ、その他「権利の擁護」、「障がい者の自立および社会参加の支援」が明記されるとともに、市町村に「市町村障がい者計画」の策定が義務づけられました。

(4) 発達障害者支援法の制定

平成16年12月、発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会参加の促進を図るため「発達障害者支援法」が制定され、平成17年4月から施行されました。この法律では、これまで法律や制度の谷間で十分な対応がされてこなかった発達障がい者に対する支援が法的に明確化されました。具体的には、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどの発達障がいのある人とその家族への支援体制が定められました。

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律の改正

平成17年7月、精神障がい者の雇用対策の強化などを柱とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成18年4月から施行されました。これにより、法定雇用率〔民間企業及び国や地方公共団体が、それぞれ常用する労働者・職員数に対する障がいのある人の雇用割合〕(民間企業：1.8%、国、地方公共団体等：2.1%)の算定対象に従来の身体障がい者、知的障がい者に加え精神障がい者が追加されました。

(6) 障害者自立支援法の制定

平成17年11月、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援の仕組みを定めた「障害者自立支援法」が公布されました。そして、平成18年4月に施行され、同年10月からは本格的に障がい福祉サービスの提供が始まりました。

従来 of 支援費制度から当該法律に基づく障がい福祉サービスへと再構築され、身体、知的、精神の障がい種別の枠を超えて一元化された障がい福祉サービスの提供、利用者負担の原則、就労支援の充実強化及び国の財政責任などが明確化されました。

また、市町村には、障がい福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業などの基盤整備に努めることとした「障がい福祉計画」を策定することが定められました。

(7) 障害者自立支援法の改正等

「障害者自立支援法」の制定後、1割を原則とする利用者負担の軽減を図るため、平成19年度及び平成20年度に、低所得世帯者への月額負担上限額の引き下げを行いました。国では利用者の応能負担を基本とする新たに総合的な制度をつくるまでの間として、平成22年4月から、低所得（市町村民税非課税）の障がいのある人などに対し、障がい福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としました。

また、平成22年12月10日に公布された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法が改正され、平成23年10月から、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の利用に対する助成（家賃助成）及び視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がいのある人などの支援を行う同行援護が創設され実施することとなりました。そしてさらに平成24年4月からは、利用者負担の見直しや相談支援施策の充実を図ることなどの改正が盛り込まれています。

(8) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定

平成23年6月、障がいのある人に対する虐待の防止、国などの責務、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などを定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布され、平成24年10月1日から施行されることとなりました。

これにより、市町村や都道府県の部局又は施設に、障がい者虐待対応の窓口となる「市町村障がい者虐待防止センター」・「都道府県障がい者権利擁護センター」を設け、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がいのある人の人権を守っていくことになりました。

具体的には、市町村及び都道府県は、「市町村障がい者虐待防止センター」・「都道府県障がい者権利擁護センター」を中心として、地域自立支援協議会を活用することなどにより、学校、警察、民生委員・児童委員などの関係機関とネットワークを構築し、虐待の未然防止や虐待が発生した場合の適切な対応に取り組みます。そして、市町村においては、市民などから虐待の通報があった場合に、速やかに障がいのある人の安全確認や虐待の事実確認をする体制の整備が求められました。

(9) 障害者総合福祉法 (仮称) の制定に向けた動き

障がい者制度改革については、平成21年12月8日、「障がい者制度改革推進本部」が設置されました。平成22年6月7日には、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向 (第一次意見) 」がまとめられ、同年6月29日に閣議決定し、政府としての「基本的な方向」を示しました。

この「基本的な方向」に基づき「総合福祉部会」で検討を重ね、平成23年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられました。

これにより、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法 (仮称) 」の制定に向けた作業に着手しており、制度に谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを内容とする制度の構築について検討しています。

なお、「障害者総合福祉法 (仮称) 」は、平成25年8月までの施行を目指しています。

(10) 障害者権利条約の批准に向けた動き

平成18年12月、第61回国際連合総会において、「障害者権利条約」が採択され、平成19年9月に日本でも同条約に署名しました。

この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障がいがあるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものとなっています。

この権利条約の批准に向け、平成22年1月より、内閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣で構成する「障がい者制度改革推進本部」のもとで、障がいのある人などが委員として参加する「障がい者制度改革推進会議」が設置され、会議を随時、開催しており、「障害者基本法」の改正、「障害者総合福祉法 (仮称) 」の制定、「障害者差別禁止法」の制定などの福祉施策の改革内容を検討し、「障害者権利条約」の批准に向けた準備が進められています。

また、「障がい者制度改革推進会議」では、「総合福祉部会」や「差別禁止部会」の施策分野別の部会が置かれ、個々に専門的な審議を重ねています。

3 計画の基本的な性格

「守谷市障がい福祉計画（第3期）」は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）を踏まえて作成するものです。

この基本指針に規定されている内容は、次のとおりです。

（1）障がい福祉計画の基本的理念

- 1 障がいのある人等の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への統一と三障がい（身体・知的・精神）に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

（2）障がい福祉サービス等の基盤整備の基本的考え方

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障がい者等に日中活動系サービスを保障
- 3 共同生活援助（グループホーム）などの充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

（3）相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 障がいのある人が地域において、自立した日常生活や社会生活を営むため、障がい福祉サービスの適切な利用を支えるとともに、相談支援が実施できる体制の構築

（4）平成26年度の数値目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行、就労支援事業の利用者数

（5）市町村障がい福祉計画の作成に関する事項

- 1 各年度における障がい福祉サービス、計画相談支援又は地域相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

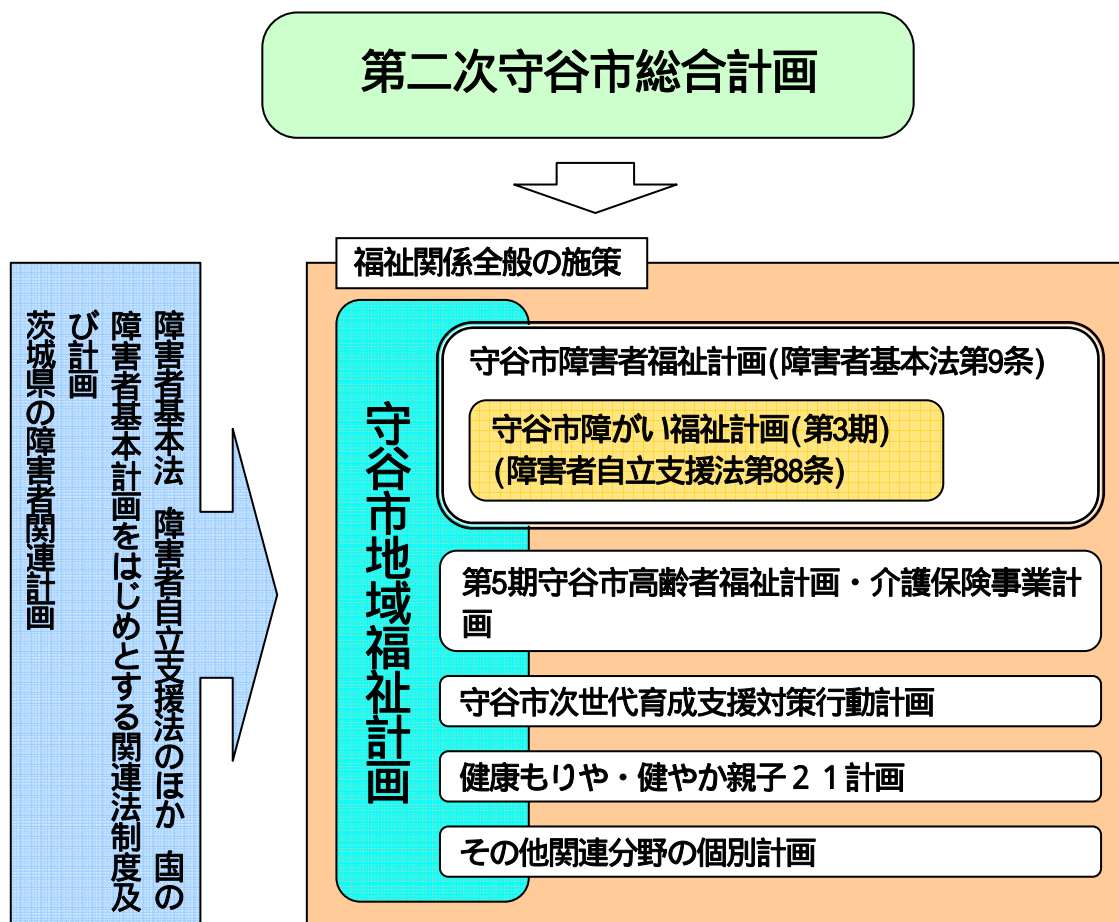
4 計画の位置づけ

「守谷市障がい福祉計画（第3期）」は、障害者自立支援法第88条の規定に基づく「障がい福祉計画」に相当するもので、「守谷市障害者福祉計画」の一部である障がい福祉サービスなどに係る具体的な整備計画として位置づけられ、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業におけるサービスに必要な利用量の見込みやその確保に関する事項などを中心として策定するものです。

一方、「守谷市障害者福祉計画」は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障がい者計画」に相当するもので、保健・医療や教育、社会参加、まちづくりなど障がい者施策の総合的な計画と言えます。

また、この「守谷市障害者福祉計画」は、「第二次守谷市総合計画」の部門別計画として位置づけされており、整合性をもった計画として策定されています。そして、同じ部門別の計画である「第5期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「守谷市次世代育成支援対策行動計画」、「健康もりや・健やか親子21計画」などの関連計画と、これらの部門別の計画に共通する地域福祉推進に関する理念とその具体化するための施策を規定する「守谷市地域福祉計画」と相互に連携したものとなっています。

【計画の位置づけ】



5 計画期間

「障がい福祉計画」は、3年を1期として策定するもので、今回、第3期目となるこの計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、計画の進捗状況や障がい者施策の変更などを踏まえ、計画内容に改訂が必要な場合には適宜、見直しを行います。

【計画期間】

年 度	平成 21 年度 2009	平成 22 年度 2010	平成 23 年度 2011	平成 24 年度 2012	平成 25 年度 2013	平成 26 年度 2014
守谷市障がい福祉計画	守谷市障害福祉計画(第2期)			守谷市障がい福祉計画(第3期)		
守谷市障害者福祉計画	守谷市障害者福祉計画(後期計画)(平成25年度まで)					
守谷市地域福祉計画	守谷市地域福祉計画(平成28年度まで)					

6 障がい者の定義及び計画の対象者

平成23年8月に改正された障害者基本法第2条第1項では、「障がい者」の定義を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能に障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と規定しています。ただし、具体的事業の対象となる「障がい者」の範囲は、障害者自立支援法などの個別の法令により限定される場合があります。

この計画の対象者は、障害者自立支援法第4条第1項に規定する「障がい者」及び同条第2項に規定する「障がい児」としています。

なお、「障がい者」、「障がい児」の表現については、法律用語や固有名詞として使用されている場合を除き、「障がいのある人」という表記で統一しています。また、「障がい児」を含めた総称として使用している場合もあります。年齢区分を明確にする必要がある場合には、「障がいのある児童」と表記しています。

7 「障害」の「害」表記について

「守谷市障がい福祉計画（第3期）」は、従来用いられてきた「障害」の「害」という漢字について、その否定的なイメージから「不快感」を抱く障がいのある人がいることに配慮するとともに、障がいのある人の人権を尊重すること、また、ノーマライゼーション社会の実現に向け、市民の意識醸成につながることから、「障害」を「障がい」と可能な限り表記することとしています。ただし、法令名や法令上の規定、既存の計画名や施設名等の固有名詞については、引き続き「害」の字で表記しています。

ノーマライゼーション：障がいのある人が地域社会の中で障がいのない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できることが本来の社会のあり方であるという考え方。

8 計画の進行管理

「守谷市障がい福祉計画（第3期）」は、毎年度、「守谷市地域自立支援協議会」において、計画の達成状況や効果について点検、評価を受けるとともに、計画遂行に係る対応策などについて意見を求めます。

また、障害者自立支援法の改正や障害者総合福祉法（仮称）の制定に伴う障がい福祉サービスの変更、若しくは、この計画の評価結果により計画内容の改定が必要となった場合は、「守谷市地域自立支援協議会」において改定内容の検討及び意見を求め、「守谷市保健福祉審議会」へ諮問、答申を得て、計画の改定を行います。

9 計画推進のための方策

（1）障がいのある人のニーズの把握と計画への反映

各種の施策や障がい福祉サービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人とその家族、関係団体の意見やニーズを把握し、障がい者施策の実施にあたり、意見などを反映するよう努めます。

（2）障がいのある人への理解促進

障がいのある人もない人も、ともに暮らす地域づくりの実現のために、地域の市民に「障がい」についての正しい理解をしてもらうことが大切です。そのため、心のバリアフリーを促進する観点から、障がいのある人と交流する機会を提供し、障がいのある児童に対しては、学校の行事などを通して、積極的な交流を図ります。

また、就労に関し、企業・雇用者へ「障がい」の特性について理解を得ることや障がいのある人を雇用する不安や悩みを解決するため、国の障害者試行雇用事業（トライアル雇用）の活用や障害者職業センターなどに所属する職場適応援助者（ジョブコーチ）の受入れを促し、雇用の拡大に結びつけられるよう支援します。

（3）守谷市地域自立支援協議会との連携

障がいのある人が地域で安心して暮らせるためには、さまざまな社会資源を有効に活用することが必要不可欠です。そのため、医療機関や障がい福祉サービス事業所、民生委員・児童委員その他関係機関が情報を交換し、意思疎通を図るため「守谷市地域自立支援協議会」と連携し、障がいのある人を支援するための方法や市内の社会資源の活用方法などの体制整備について協議を行います。

（4）守谷市社会福祉協議会との連携

「社会福祉法」に規定され、地域福祉の担い手として市民参加の福祉活動において重要な役割を果たす社会福祉協議会と連携し、障がいのある人への権利擁護やボランティアの育成をはじめとする各種事業の充実、地域市民の参加を得た福祉活動を支援します。

(5) 障がい福祉サービス事業所との連携

障がいのある人に日中活動の場を提供し、また、住まいの場を確保することで地域に移行・定着できるよう事業所と連携し、障がい福祉サービスの基盤整備を図ります。

また、「児童福祉法」の改正に伴い、障がいのある児童への支援が強化されたことにより、事業所の設置・運営について動向を注視し、円滑な制度の実施に努めます。

(6) 庁内の推進体制の整備

この計画の実施にあたり、関連する各課と連携し、計画の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が障がいのある人に配慮しつつ、障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

他方、当市だけでは対応できない広域的・専門的課題に対しては、近隣市町村、茨城県と緊密に連携を取り、対応策を協議します。